

決議案第 4 号

「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成22年9月22日提出

天理市議会議員	三	橋	保	長
〃	飯	田	和	男
〃	岡	部	哲	雄
〃	寺	井	正	則
〃	加	藤	嘉	久次
〃	榎	堀	秀	樹

「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書

昨年、法務、男女共同参画担当両大臣が、選択的夫婦別姓制度導入を柱とする民法改正案を、来年の通常国会に提出する意欲を表明し、本年、法務省が民法の一部改正案の概要を発表した。

今日、選択的夫婦別姓に関する国民世論は分かれており、国民的合意には至っていない。

また、三世代同居の減少など家庭をとりまく環境の変化に加え、離婚の増加、児童虐待等、家族の絆が希薄になっており、これらを憂う立場から伝統的家族の価値観を尊重する国民感情も根強くある。

本来、民法は家族を保護する為の基本的な法制度であり、安定した家庭生活が営まれるよう夫婦関係、親子関係等を保護しているものである。

したがって、選択的夫婦別姓制度が導入されることになれば、夫婦の一体感の希薄化、しいては、離婚が容易にできる社会システムの形成に繋がること懸念される。のみならず親子別姓や、場合によっては兄弟別姓をもたらすこともあり、子供の心に取り返しのつかない傷を与えることになりかねない。子供に与える影響を鑑みれば我が国の将来に大きな禍根を残すことになること危惧するものである。家庭の重要性が叫ばれる今日、むしろ必要なのは社会と国家の基本単位である家族の一体感の再認識であり、家族の絆を強化する施策ではないだろうか。

なお、一部の働く女性から旧姓使用を求める声があるが、これについては、民法を改正する必要はなく、各分野の運用面での対応等で、現実的方策による解決を図るべきである。

以上の内容を踏まえ、国会及び政府に対し、婚姻制度や家族の在り方に極めて重大な影響を及ぼす「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。